## 旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項	措置の内容
警察本部 地域部 通信指令室	旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものがあった。						で共有し、旅費事務の適正
	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日		今後は、法令等に基づ
	A	東京都	令和3年10月17日から 同月22日まで	30, 920円	令和3年12月16日		き、適正な事務処理を行う。
						【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費 【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和4年6月8日から同年7月8日まで)